

資料 1

「建設リサイクル推進施策検討小委員会 第12回合同会議」 開催趣旨

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には92%、平成20年度には94%、平成24年度には96%と着実に向上した。

しかし、今後、社会资本の維持管理・更新時代の到来等により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

これらの状況を鑑み、本委員会の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」（平成26年8月）を踏まえ、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的な施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を平成26年9月に策定した。

本計画は、新たに取組むべき重点施策が16施策、引き続き取組むべき施策が37施策と合計53施策について着実に実行し、建設副産物の発生抑制・再資源化・適正処理等の一層の推進を図ることとしている。なお、本計画期間は、平成26年度から平成30年度の5カ年とし、平成30年度の目標値を設定している。

また、本計画をもとに各建設副産物対策地方連絡協議会等では、地方版の推進計画を策定し、地域固有の課題解決に向けた施策の推進に取り組んでいる。

これらの状況を踏まえ、新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための施策を検討するため、「建設リサイクル推進施策検討小委員会」を開催するものである。